

鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第26号

鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鳥取市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年鳥取市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第9条第2項及び第12条第2項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第15条中「職員等の旅費の支給に関する条例」を「職員等の旅費に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。